

川崎市地方卸売市場南部市場事業者選定委員会設置 要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「川崎市地方卸売市場南部市場における事業者の募集及び選定に関する要綱」（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定により開催する川崎市地方卸売市場南部市場事業者選定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第2条 委員会は、要綱第3条第1項に基づき総合的な審査を行い、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者を選定する。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号の者をもって構成する。

(1) 卸売業者の選定を行う委員は、次のとおりとする。

- ア 経済労働局中央卸売市場北部市場長
- イ 経済労働局中央卸売市場北部市場管理課長
- ウ 経済労働局中央卸売市場北部市場業務課長
- エ 経済労働局産業政策部庶務課長
- オ 経済労働局産業政策部企画課長

(2) 仲卸業者及び関連事業者の選定を行う委員は、次のとおりとする。

- ア 経済労働局中央卸売市場北部市場長
- イ 経済労働局中央卸売市場北部市場管理課長
- ウ 経済労働局中央卸売市場北部市場業務課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、経済労働局中央卸売市場北部市場長をもって充てる。
- 3 副委員長は、経済労働局中央卸売市場北部市場業務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が召集し、委員長が総理するものとする。

- 2 委員会は、第3条第1号の場合は委員の5分の3以上、第3条第2号の場合は委員の3分の2以上が出席しなければ、委員会を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席及び場内関係事業者からの意見聴取)

第6条 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

- 2 委員会は、必要に応じて南部市場取引連絡会議運営要領第2条各号に掲げる取引連絡会議又は市場関係事業者から意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、経済労働局中央卸売市場北部市場業務課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

(関連要領の廃止)

2 川崎市地方卸売市場南部市場卸売業者選定委員会設置要領、川崎市地方卸
売市場南部市場仲卸業者及び関連事業者選定委員会設置要領は、廃止する。